

平成28年4月相模原市教育委員会定例会

日 時 平成28年4月22日(金曜日)午後2時30分から午後3時42分まで

場 所 相模原市役所 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第37号) 相模原市子どものいじめに関する調査委員会の答申について(学校教育部)

日程第 2 (議案第38号) 相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について(教育環境部)

日程第 3 (議案第39号) 相模原市スポーツ推進審議会委員の人事について(生涯学習部)

4. 報告案件

1 相模原市立小中学校の望ましい学校規模のあり方検討委員会中間報告について(学務課)

2 相模原市議会(平成28年3月定例会議)報告について(教育総務室)

5. 閉 会

出席委員(5名)

委 員 長 永 井 博

委員長職務代理者 大 山 宜 秀

教 育 長 岡 本 実

委 員 田 中 美奈子

委 員 福 田 須美子

説明のために出席した者

教 育 局 長 笹 野 章 央 教育環境部長 新 津 昭 博

学 校 教 育 部 長 土 肥 正 高 生涯学習部長 佐 藤 暁

教育局参事 兼教育総務室長	大 用 靖	教育総務室 担当課長	杉 山 吏 一
総合学習センター 所 長	齋 藤 嘉 一	総合学習センター 担当課長	篠 原 真
教育環境部参事 兼学務課長	井 上 京 子	学務課担当課長	松 島 政 幸
教育環境部参事 兼学校保健課長	荒 井 哲 也	教育環境部参事 兼学校施設課長	山 口 和 夫
学校教育部参事 兼学校教育課長	江戸谷 智 章	学校教育課 課長代理	大 津 明 博
学校教育課 担当課長	古 屋 礼 史	学校教育課 担当課長	松 田 知 子
教職員課長	佐々木 隆	青少年相談 センター所長	沢 辺 雅 子
生涯学習部参事 兼生涯学習課長	藤 田 知 正	スポーツ課長	菊池原 央
スポーツ課 担当課長	高 林 正 樹	生涯学習部参事 兼博物館長	佐 藤 正 五
事務局職員出席者 教育総務室主任	田 村 雄 一	教育総務室主事	上 原 達 也

開 会

永井委員長 皆さん、こんにちは。ただいまから相模原市教育委員会4月定例会を開会いたします。

本日の出席委員は5名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名委員に、大山委員と私、永井を指名いたします。

はじめにお諮りいたします。本日の会議を公開の会議とすることで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 それでは、本日の会議は公開といたします。

傍聴人の方は、お入りいただいて結構です。

(傍聴人入場)

永井委員長 また、本日は報道機関から撮影の申請が提出されております。相模原市教育委員会傍聴規則第7条の規定に基づき、撮影については会議冒頭のみとすることといたします。

それでは、報道機関の方は、撮影をお願いいたします。

相模原市子どものいじめに関する調査委員会の答申について

永井委員長 それでは、これより日程に入ります。

日程1、議案第37号、相模原市子どものいじめに関する調査委員会の答申についてを議題といたします。

本議案については、3月31日の教育委員会臨時会において議題とし、臨時会で出た意見を事務局で取りまとめるとともに、具体的な対策を早急に検討し、取りまとめた対策等について、本日、再度審議することとしておりました。

それでは、提案の説明を求めます。

土肥学校教育部長 議案第37号、相模原市子どものいじめに関する調査委員会の答申について、ご説明を申し上げます。

本議案は、相模原市子どものいじめに関する調査委員会から答申を受けるとともに、3月31日の教育委員会臨時会におけるご意見を踏まえまして、今後の再発防止を図るため

の対応策について提案いたすものでございます。

恐れ入りますが、議案第37号別紙1をご覧いただきたいと存じます。

相模原市子どものいじめに関する調査委員会答申では、1、再発防止のために必要な対応策として当該中学校ならびに市教育委員会に対して再発防止のために必要な対応策について、提言を受けております。

具体的には、当該中学校に対しては、4点挙げられております。

アといたしまして、教員一人一人の「いじめ」の捉え方の再確認が極めて重要であることが、イといたしまして、外部機関との積極的な連絡を可能とする仕組みを構築すべきであることが、ウといたしまして、学校全体で、発達障害等に対する知識や様々なトラブルに対して個々の対処法を検討する研修の機会を持つべきであることが、エといたしまして、学校と家庭双方に認識の隔たりをなくし、家庭とスムーズなコミュニケーションの場を構築すべきであることが提言されております。

また、市教育委員会に対しましては、5点挙げられております。

アといたしまして、教職員のいじめ観を改めるため、実効性のある研修その他の措置をとるべきであったことが、イといたしまして、過去の教訓を生かすとともに、事案の振り返り、検証及び総括を行うべきであったことが、ウといたしまして、平成25年度から改善を図ってきたいじめ防止に係る施策等が効果的に機能しているのかについて、十分に検証していくことが必要であることが、エといたしまして、「支援教育指導員」制度について組織的な改善を求めることが、オといたしまして、医療関係者等関係機関の各種専門家の積極的な協力を求める必要があることが提言されております。

また、教育委員会臨時会において、相模原市子どものいじめに関する調査委員会からの答申を踏まえ、いただきましたご意見につきましては、4点にまとめさせていただきました。

1点目といたしまして、いじめ防止に係る、学校の対応を活性化させるための取組。

2点目といたしましては、支援が必要な児童、生徒への対応策として、ア、学校と医療機関等との緊密な連携のあり方。イ、発達障害への理解を深めるための教員の研修のあり方。

3点目といたしましては、子どもの悩みを受け止めるための組織的な対応ならびに、累積する苦痛を感じている子どもへの支援。

4点目といたしまして、学校と保護者のコミュニケーションが図れない場合の対応でござ

ざいます。

恐れ入りますが、議案第37号別紙2の1ページをご覧くださいと存じます。

こちらは、ただいま説明をさせていただきました調査委員会からの提言ならびに教育委員会臨時会から受けましたご意見を踏まえ、当該中学校ならびに教育委員会が再発防止のために取り組む事項を大きく5つに分類しまとめたものでございます。

なお、当該中学校への提言につきましては、市内小中学校全体として取組を進めるものと捉えておりますことから、当該中学校に対する提言は「学校」と表記し、市教育委員会に対する提言は「市教委」と、教育委員会臨時会からのご意見は「臨時教委」と表記いたしております。

具体的な取組項目につきましては、1点目は、教職員のいじめ観を改める取組。2点目は、外部機関、専門家との連携を進める取組。3点目は、教職員が発達障害について理解を深め、様々なトラブルに対処する力を高める取組。4点目は、学校と家庭との良好なコミュニケーションの場の構築に向けた取組。5点目は、いじめ防止に係る施策等を検証し、改善を図る取組でございます。

これら5項目に分類した内容につきまして、短期的な視点、中長期的な視点で取り組む具体策として整理したものでございます。

議案第37号の参考資料をご覧くださいたく存じます。

具体策の内容につきましては、4月5日に臨時に開催いたしました医師や有識者、関係機関が参加いたします相模原市支援教育ネットワーク協議会、また、4月6日に臨時に開催いたしました教育委員会や市長部局の関係各課が参加いたします相模原市子どもの健やかな学校生活等を支援するネットワーク会議作業部会、さらに、4月15日に同会議の関係課長打ち合わせ会を開催いたしまして、様々な立場から出された意見を踏まえ提示させていただくものでございます。

別紙2、2ページをご覧くださいたく存じます。

まず、再発防止のため直ちに取り組む事項につきまして、ご説明させていただきます。

(1)教職員のいじめ観を改める取組といたしまして、ア、いじめ対応マニュアルの改訂でございますが、いじめの認知への意識を高めること、命を大切にすることを育むための取組、発達障害のある児童、生徒が関わる場合の組織的な支援のあり方等を中心に、6月中の完成を目途に改定を行うものでございます。

次に、イ、いじめ防止対策推進法に基づくいじめの報告の改善でございますが、累積す

る苦痛を感じている子どもへの支援といたしまして、いじめの報告内容にトラブルが多い児童、生徒についてを加え、5月分から把握できるよう調査を行い、各学校における実態把握の充実とともに、教育委員会による支援につなげるものでございます。

次に、ウ、組織的な対応や子どもの気持ちの受け止め方についての研修の実施でございます。

答申において指摘されました組織的な対応のあり方や、気持ちの受け止めの重要性については、生徒指導担当者を対象とした「生徒指導研修講座」において、内容の充実を図ってまいります。

また、いじめ、暴力、ひきこもり等、感情をコントロールするのが苦手な子どもの気持ちの受け止め方について学ぶ「アンガーマネジメントの研修講座」を新たに実施いたします。

さらに、初任者や養護教諭、臨時的任用職員、人権・福祉教育担当者等を対象とした研修において、子どもの心の問題とかかわる相談のあり方や、自傷行為など子どもの命を守るための理解。また、学校における速やかで適切な対応について、取り扱ってまいります。

(2) 外部機関、専門家との連携を進める取組といたしましては、ア、市寄附講座「地域児童精神科」電話相談事業の周知、活用でございますが、5月の各担当者の連絡会等、様々な機会を通じて、当該講座のチラシを配布し、説明するなど、周知を図るとともに、指導主事による学校訪問において、各学校から意見の聞き取りを行い、その改善策について検討を進めるなど、より活用しやすい体制を整えてまいります。

イ、各種相談機関の情報の家庭への周知でございますが、毎年5月のいじめ防止強化月間に発出しております保護者向けのリーフレットに、新たに相談機関に関する情報を加え、周知を図るものでございます。

(3) 教職員が発達障害について理解を深め、様々なトラブルに対処する力を高める取組といたしまして、ア、「命を大切にすることを育むリーフレット」の活用でございますが、学校教育課による年度当初の学校訪問時に、各学校長へ説明をしているところでございますが、今後も学校教育課計画訪問における協議会、各連絡会等を通じ、各担当者に対しまして、自殺予防教育等の重要性を浸透させるために、その内容につきまして周知を図ってまいります。

イ、各種研修の実施でございます。管理職研修におきまして、全校的な支援体制構築に向けたリーダーシップや管理職の役割について学ぶ研修を実施いたします。

また、支援教育コーディネーターなどを対象に、発達障害の理解や支援の具体的な手だて、校内組織の運営について理解を深めるための研修を実施いたします。

さらに、今年度新たに、各小中学校の特別支援教育担当者を対象として、支援教育の現状や障害者差別解消法について学ぶ研修講座を先日実施いたしました。

また、今後、新たに通常の学級の担任を対象といたしまして、通常の学級において支援を必要とする児童、生徒の理解を深めるための研修も実施いたします。

(4) 学校と家庭との良好なコミュニケーションの場の構築に向けた取組といたしまして、ア、学校と保護者との関係を良好にするための研修の実施についてでございますが、指導主事の学校への巡回訪問や担当者会において、スクールソーシャルワーカーや青少年教育カウンセラーと連携しまして、福祉的な視点からの保護者との関わり方や対応のあり方について、管理職や担当者に対し周知を図るものでございます。

また、ウ、市長部局との情報の共有化でございますが、要保護児童対策地域連絡協議会等をより活用して、市長部局と情報の共有化を図り、学校や保護者に対します支援の幅を広げるものでございます。

(5) いじめ防止に係る施策等を検証し改善を図る取組といたしまして、イ、教育委員会内関係各課による情報共有についてでございますが、学校巡回訪問、電話相談、また、累積した苦痛を感じている子どもを把握するために、内容改善を図りました相模原市いじめに係る月間報告票や欠席状況等通知書等で把握をいたしました児童、生徒の状況について、情報共有を拡充した上で、学校支援につなげるものでございます。

また、ウ、いじめ防止フォーラムのあり方の検討につきましては、児童、生徒の主体的な取組や意見が反映されるよう、既に見直しを行っているところでございます。

恐れ入ります、4ページでございますが、2、今後取り組む事項についてでございます。中長期的な視点で取り組む内容についてでございます。

(1) 教職員のいじめ観を改める取組といたしまして、ア、いじめ対応マニュアルの改訂版の周知徹底、イ、組織的な対応の充実に向けた取組について。

(2) 外部機関、専門家との連携を進める取組といたしまして、ア、学校と関係機関や医療機関、専門機関の連携体制の推進。イ、いじめ防止基本方針の見直し。ウ、青少年教育カウンセラーによる相談の積極的な活用について。

(3) 教職員が発達障害について理解を深め、様々なトラブルに対処する力を高める取組といたしまして、ア、支援教育指導員のあり方の検討。イ、発達障害への理解と対応の

ための手引き作成について。

(4) 学校と家庭との良好なコミュニケーションの場の構築に向けた取組といたしまして、ア、学校と保護者との関係を良好にするための訪問研修の実施。イ、青少年教育カウンセラーによる相談の積極的な活用。ウ、組織的な対応の充実にに向けた取組について。

(5) いじめ防止に係る施策等を検証し改善を図る取組といたしまして、ア、関係機関が連携した、幅広い支援のあり方。イ、いじめ防止基本方針の見直しについて、市長部局と連携を図りながら取組を進めるものでございます。

これらの取組の検討状況、導入状況につきましては、随時ご報告させていただきたいと存じます。

あわせて、学識経験者や各団体の代表者など第三者で構成されます相模原市子どものいじめに関する審議会においても、取組内容につきましてご意見を賜りながら、検討を進めてまいりたいと存じます。

以上で、議案第37号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

大山委員 確認ですけれども、この再発防止のための対応策を作成する前に、相模原市支援教育ネットワーク協議会と、それから相模原市子どもの健やかな学校生活を支援するネットワーク会議作業部会及び関係課長打合会というのが開催された後に、この案がまとまったということですか。

古屋学校教育課担当課長 4月5日、また4月6日、4月15日の会議の中でご意見をいただいております。その上で、こちらの対応策を挙げさせていただいております。

福田委員 今回のこの事案に対して、自殺するということが起こったことは、非常に残念なことだと思いますけれども、特に今回の事案につきましては、やはり発達障害という、10年前ぐらいからいろいろ取りざたされておりましたけれども、そういうことに対して理解と同時に、どのように対応していくのかということ。それとまた保護者との、そういうことを通してどういうふうに協力して育てていくかというような見守り体制ができなかったこと。このようなところから、そういうような不幸な事件に至ったと考えられるわけですが、特にこの発達障害に対する理解は徐々に進んできているとは思っただけけれども、どういうふうに対応していくかという実践的な取組と経験的な取組。ただ、講座を受けた

らいいとかということではない難しさを秘めているかと思います。そのようなことについて、早急にというお話がありましたけれども、このような研修については、どういうふうに今後考えられ、かつ今年取り組んでいこうかという、その辺の流れのところをもう少し補足していただきたいと思います。

齋藤総合学習センター所長 研修につきましては、計画的に実施をさせていただくというところではございますけれども、特に全体でのセンターの研修に加えて、各学校で実情、状況に応じた研修ができるように、指導主事等を派遣をさせていただいて取り組んでまいりたいと考えております。

福田委員 訪問研修という形ですね。

齋藤総合学習センター所長 はい。

福田委員 それが現場で先生とですね。

齋藤総合学習センター所長 はい。

福田委員 あわせてすみません。逆に子どもたちがいじめというのは、そういう子どもたちへの対応の難しさについて、教師がそういう子どもたちの状況を理解し、気持ちを理解して、と同時に子どもたちに指導していくことが必要になってくるためだと思われるのですが、アンガーマネジメントという研修講座を新たに実施をすることを書いておりますが、ちょっとその辺のところも補足をしていただきたいと思います。

齋藤総合学習センター所長 今年度、児童、生徒指導の研修講座の一環といたしまして、アンガーマネジメントということで、イライラ感であったりとか怒りの感情というところに上手に向き合うマネジメントをできるというところの研修は、先生方に全体で実施をさせていただいた上で、各校でお取組をいただく。さらに、先ほども申し上げたとおり、各学校の状況が様々違いますので、それにあった研修等も重ねて実施をさせていただくということで、取り組んでまいりたいと考えてございます。

福田委員 徐々に具体化しつつあるということですね。

齋藤総合学習センター所長 このマネジメントについての研修は全体で計画的に行わせていただいて、それを受けて、必要に応じて各学校の状況を踏まえた研修等という流れでやらせていただきたいと考えております。

田中委員 早急に取り組まなくてはならないということでまとめていただきましたが、今、研修の話もありました。先ほどのお話の中で、研修の実施だけではなく、やはり実践的な部分でということだと思っております。

本当に、先生方への対応を求めるところがすごく多くなってしまって、もちろん、これはきちっと受け止めなければいけない、対応していかなければいけないことなのですが、それが先生方の負担感になってしまったら、またねじれてしまうような気がするのです。ぜひ研修を受けることによって、逆に気持ちが楽になるというか、前向きに取り組んでいこうという気持ちになれるような研修にしていきたいのと同時に、何か特別というよりは、やはりコミュニケーションというか、家庭との連携とか関係機関との連携、いろいろあると思うのですが、先生方と子どもたちの信頼関係とか、まずそこを築くことが大事で、ふだんから先生が声をかけやすいとか、かけてあげるとか、子どもの方からもちょっと先生に聞きたいのだけとか、言いたいのだけとかいう声をかけやすい関係づくりをしていただくとか、本当に基本の基ですけれども、それぞれに信頼関係を築く、それぞれにお互いを知るという動作があることで、随分こういうことが防げるのではないかと思います。

それで、発達障害はすごく特別な感じもするのですが、その部分だけを取り立てればそうだと思いますし、対応の仕方というのはやはり専門的な知識とかが必要だとは思いますが、まず、その子がどういうふうなことを望んでいるのかとか、ちょっとそういうことを1人の先生ではなく、本当にチームで、ここに組織的なところであったのですが、ぜひ、1人の先生がということではなくて、先生同士がとにかく連携をして、みんなで育てていくよという体制を、実際には取り組んでいらっしゃると思います、現場では。でも、やはりそこが見えてこない、一人の先生の負担感だったり、その先生がどうしたらいいのだろうと悩まれて、そこにとどまってしまったりとか。ぜひ、その連携と信頼関係の構築というところも力を入れていただいて、先生方も1人でやるのではない、みんなでやるから、では、こういうふうに見ていこうねとか、何か共有する部分で随分その子に対する対応の仕方って変わってくると思うので、その辺もぜひ、研修もそうですし、学校訪問をしていただいた際に、ぜひ、先生方の不安感を取り除いていただけるようにしていただけたら、子どもたちにそれがきちんと伝わっていくのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

永井委員長 再発防止のための取組で、直ちにに取り組む事項ということで1番から5番まで、大変細かくよくできていると思っています。

ただ、直ちにに取り組むというのは、ごく一般的に考えて、もう4月中、後半でしょうか、そうすると学校は1学期、2学期なんていう単純な分け方をしていますので、普通に

直ちに取り組むというのは、結構、1学期中ぐらいかなみたいな想定ができるのですが、1番から5番までを全部例えば直ちに取り組むで1学期に入れ込むと、相当なボリュームになるのではないかと思います。

学校はごく普通に毎日授業があって、行事があって、そのほかの特別活動があって、もともとタイトな中で毎日があるわけですので、入れ込むにはかなり工夫をしていただきたい。これ、やらなくていいとかということではなく、とてもよくできていますから、ぜひ、効率よくやっていただきたいのです。学校行事等の合間をぬってでしょうか。直ちに取り込むことが、うまく学校へ浸透するような方策を考えながらやっていただきたいと思います。

もう1つは、中長期的でしょうか、今後取り込む事項にかかわるかもしれません。私の勝手な思いですが、学校は多忙だとよく聞いています。そういう中で、田中委員も表現としてありました、子どもと教師がゆっくり過ごせる、話し合える、やはりこういうことが日常的にあったら、すごい研修よりも価値があることかもしれないと思ったりもします。もちろん、研修で新しい知識だとか技術を身につけることは、とても大事なことですけれども、一番素朴なところで、ゆっくり子どもたちと向き合えるみたいなところを何とかつくれると。今、つれていないかどうかはわかりません。ただ、世の中では非常に多忙化が進んでいると言われていいますので、そんなところも特に中長期的、今後取り組む事項では、意味を踏まえながら考えてやっていただければと思っています。

ほかはよろしいでしょうか。

福田委員 本市では、私が委員になりましてから、支援教育を強化していく施策があるかと思います。役割の中で、この方たちも少人数で多忙なのかもわかりませんが、なかなか役割が多くてうまく回っていないかもしれませんけれども、やはり、今回の調査委員会の中で指摘されました累積。いろんなことでそういうマイナスな、ネガティブなものが累積している子どもについて調査してということがありましたけれども、今、小学校、さらには幼児教育のあたりからいろいろと課題を抱えている気になる子については、いろいろなデータが出てきているかと思います。そういうものをうまくくみ上げながら、特に支援教育の人は支援していくことに専門的な知見をお持ちだろうと思いますので、そういう中で累積した人たちを注視しながら、そこで出てきたものを担任に、あるいは学校にきちんと返していくような、そういう仕組みに発展させていくような方策を、ぜひ、考えていただきたいと思います。

田中委員 今、委員長と福田委員からのお話を聞きながら、私、思ったのですけれど。どうしてもいじめに対応するというと、こうしてはいけない、こういうのはだめだとなるのですけれど、それだととても気持ちが重くなっていってしまうのです、やってはいけないことばかり言われるというのは。きっと研修の仕方とかでも工夫していただけたらと思うのですが、ぜひ、こうやっていいのだよ、これでいいのだよというところで、やっていいことをたくさん言っていただけたらと思うのです。対応の方法として、こうしていいのだよ、こうだったらいいよということだったら、多分、私みたいな者でも、きっとこういうことをやっていいのだと、やろうと思うことを言っていただくと、すごくわかりやすい。やってはいけないと言われると、では、何をやっていいのだらうってなってしまうので。ぜひ、そういう先生方にも、あっ、こうすればいいのねと思えるような、方向に持っていただけたらいいのではないかと思います。先生方も子どもたちに対して一生懸命頑張ってくれている中で、結果がどうしてこうなってしまうかなというのが残念だと思います。時間を割いていただくということでは、やはり効果的に、その子どもたちも居心地よく、やはり学校楽しいなというところもそうですし、まして、その楽しさが勝ったら、きっといじめなんてというか、何を言われてもこういうことをやりたいとか、そっちの方に気持ちが行くのではないかと思いますし。ぜひ、そういうふうな関係づくりをつくっていただけたらと思いました。

大山委員 多分、今回の事例というのが支援を要するお子さん、発達障害ということが問題になって、自死ということに至ったという不幸な出来事だと思うのですが、この前も申し上げたのですけれども、文部科学省でも、こういういじめの大部分が発達障害あるいは支援を必要とするお子さんが関係しているというふうに把握しているということで、多分、文部科学省は今回のこの答申に対しての対策にかなり注視していると思うのです。ですから、全国的な広がりとして、やはりこういった不幸な出来事が起こりましたけれども、今後、再発防止のための対応策について、十分に検証し、もとは単に概念を述べるだけではなくて、やはり実践だと思うのです。これを確実に行っていく、これがやはり全国に発信する答申に対しての対策になると思います。よろしく願いいたします。

永井委員長 それでは、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 それでは、議案第37号ですが、再発防止のための取組のうち、1番は直ちに取り組む事項。特に、これを手直し等のご指摘はありませんでした。早急に実施すると

というのが目的であります。そういう内容ですので、1番の直ちに取り組む事項はこのまま原案どおり決定、2番の今後取り組む事項は引き続き1番を実施しながら検討を行い、より具体的になった、具体的にまとまった時点で再度提案をいただき審議したいと思います。こんな流れでいかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 それでは、ご異議ございませんので、議案第37号はこのように決定をいたします。よろしくお願いいたします。

相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について

永井委員長 次に、日程2、議案第38号、相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

新津教育環境部長 議案第38号、相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

本議案は、4月3日に発生をいたしました市立青根小学校における火災によって校舎が焼失したことに伴い、近隣の青根中学校の校舎を使い、小学校の教育活動を進めていくことから、青根小学校の位置を変更することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定によりまして、市長から意見を求められたため、これに同意願いたく提案するものでございます。

改正の内容でございますが、別表第2の相模原市青根小学校の項中「相模原市緑区青根1331番地」を青根中学校の位置でございます「相模原市緑区青根1926番地」に改めるものでございます。

附則でございますが、本条例は公布の日から施行いたすものでございます。

なお、現状の教室の使用状況につきましては、関係資料のとおりでございます。

以上で、議案第38号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定いただきますようお願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いをいたします。

田中委員 今、ご説明いただきました住所の変更については、よろしいかと思えます。

実際に、今、青根小学校の子どもたちは青根中学校の方に通って学んでいると思うので

すが。子どもたちの様子をちょっと教えていただきたいのですが、お願いいたします。

江戸谷学校教育課長 子どもたちの様子でございますが、大変、子どもたちにとってもショックな出来事があったわけですが、子どもたち自身の中で、今、学校の中では非常に楽しく活動がされているという報告を受けております。笑顔も見られるということで、学校教育の中では安定した状況が見られていると。また、先生方の意図的な配慮の中で、小、中の交流みたいなことも子どもたち同士の中で行われていて、和んだ様子も見られているということは報告を受けています。

ただ、その一方で、やはり小学校のお子さん方にしてみると、遊具等が学校にはなかったりしますので、子ども子どもした遊びの広がりという意味では、ちょっとまだ制限があるのかということでは、校長先生の方からもご報告はいただいております。

福田委員 発生して、また、急遽ということで、事務局の方たちには大変なご足労だったと思います。

具体的に、やはり大事なものは、子どもたちの学びが保証されているかどうかということだと思っておりますけれども。青根小学校、青根中学校とも何度か私たちども視察をしております。現状が保全されればよいとは思いますが、今回の青根中学校での教室の確保、それから授業、先ほど遊び道具についてありましたけれども、その辺のところ、もう少し具体的にお話しいただいて、あ、それだったら当面は安心だということをお知らせいただければありがたいと思います。

新津教育環境部長 説明を先ほどいたしましたように、火災の発生が4月3日ということで、入学式の前々日だったものですから、先ほどご説明したように、直近の学校、青根中学校へ、まず、児童が受け入れられるような体制を整えさせていただきました。ですから、当初は本当に職員室といっても長机を並べただけのような状態でスタートさせたのですが、かといって、ではこれから直ぐにその学校の代替があるかというとなかなかそうもいかないかと考えてございます。とにかく、まずは子どもたちが安心して勉強できること、そういう場を確保していこうということで対応をさせていただきます。

今、お話のあった遊具等につきましても、学校長からいろいろお話を聞く中で、今後の対応になっているのですけれども、当面、置くもの、それから学校の位置づけ等が決まった中で設置しなければいけないものが決まってこようかと考えてございます。

今後につきましては、青根地域、児童・生徒の数、将来的な推計、そういったものもよくこちらの方で検証しながら、現在使用している青根中学校、こちらの施設の活用の状況

等、そういったものをよく検討いたしまして、地域の方々の意見も聞きながら検討を進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

福田委員 では、青根小学校のときのクラス配置とか、ちょっと今回変わった点があれば、そののところをお願いします。人数等です。

井上学務課長 28年の確定がご承知のように5月1日になるのですが、4月5日の時点で青根小学校は、4名が通学。今、1年生と3年生の複式学級で1クラス、4年生と6年生が1人ずつで複式学級ということで、2学級で運営をしている状況でございます。

福田委員 2学級で教室の方の使い方等はどのようにございましょうか。

井上学務課長 教室の方は、1つの教室でパーティションというか区切りをつくって、それぞれの活動をしていると承知しております。

福田委員 それは、以前の学校形態とはそんなに変わらないといいますが、その辺はどうでしょうか。

井上学務課長 以前の形態よりは、やはり今、1クラスでせざるを得ない状況がございますので。以前はもう少し教室数はあったので、当時と比べれば今はちょっと違う形だと承知しています。

福田委員 でも、1クラスで4名、パーティションで2名ずつという形で学習の方は円滑に進んでいると理解してよろしいわけですね。

井上学務課長 はい、そう思っております。

田中委員 今の福田委員のご意見に関連してなのですが、中学校の方で普通教室が3つあったところを、今、2つ中学生が使っているということで、今、小学校の状況を教えていただきましたが、中学校の子どもたちの方にも支障がないように配慮をされていると思うのですが。現状はどのようにこの二教室を使っていらっしゃるのか、ちょっと教えていただきたいのですが。

井上学務課長 青根中学校の方の教室の使い方だと思うのですが。青根中学校は1、2年生での複式学級を1つとして1つの教室を使っております。3年は3年生だけの通常の学級ということで、もう1つの教室を使っているという形で活動をしていると承知しております。

福田委員 全体で在校生はどうですか。

井上学務課長 今、中学校の方が7名通学されております。

福田委員 4名と3名とで一教室ずつ。

井上学務課長 1年生が3名で2年生が1名、3年生が3名という状態で活動しています。

田中委員 今まであった小学校が自分たちの母校という気持ちがあって、そこがなくなってしまったという、そのなくなり方もちょっと衝撃的で。きっとすごくいろいろな思いを子どもたちは抱えていると思うのです。

多分、今の状況でいくと、しばらくは青根中学校からということなのですが。そうしますと、ちょっとどのぐらいというのは、まだめどが立っていないと思います。その中で、6年生の子がお一人いらっしゃるということで、青根中学校で卒業を迎えることになるのではないかと思います。卒業したら青根中学校に通うので、ぜひ、そこが自分たちがそこに借りているとかではなくて、やはり中学校も中学校の中の自分たちの教室というところをきちんと子どもたちが思えるように。そして、小学校、木造のあの校舎での卒業式はできなかったけれども、でも、やはりここで卒業できてよかったねという気持ちで1年間、そういう気持ちになるような、何か過ごし方というか、何か配慮いただけたら。もちろんしていただいていると思いますし、先ほど、江戸谷課長の方からも、とても和やかにというお話を聞きましたので、私たちもほっと一安心というか、その辺は安心しております。ぜひ、その辺の気持ちも育ててあげていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

永井委員長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 それでは、採決を行います。議案第38号、相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第38号は可決されました。

今、各委員からも話がありました、子どもたちは大変大きなショックの中で4月のスタートをしたはずですが、青根小学校の子どもたちにとって、毎日が楽しく、楽しい学びであったり、不安のない安心した学校生活、毎日が送れるよう、委員一同、思いは同じだと思っています。教育環境の整備、大変なことだと思いますが、ぜひ、より一層進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

相模原市スポーツ推進審議会委員の人事について

永井委員長 それでは、次に、日程3、議案第39号、相模原市スポーツ推進審議会委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤生涯学習部長 議案第39号、相模原市スポーツ推進審議会委員の人事につきまして、ご説明申し上げます。

相模原市スポーツ推進審議会は、地方スポーツ推進計画、その他のスポーツの推進に関する重要事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議することなどを職務としております。委員の定数は15人、任期は委嘱の日から2年でございます。

議案をおめくりいただきまして、裏面の委員の名簿をご覧いただきたいと存じます。

当議案につきましては、相模原市立中学校長会からご推薦をいただいております加藤正樹委員の任期満了に伴い、現在、田名中学校長でございます早川貞裕氏を後任として委嘱するとともに、相模原市立小中学校長会からご推薦をいただいております池谷弘子委員から、任期途中ではございますが推薦母体の組織上の都合により辞職したい旨の申出があったため、これを承認し、現在、中央小学校長でございます諸橋弘規氏を後任として委嘱いたしたく、相模原市スポーツ推進審議会規則第2条の規定に基づき、提案するものでございます。

以上で、議案第39号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定いただきますよう、お願いいたします。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑・ご意見等がございましたら、お願いいたします。

大山委員 推薦母体が相模原市立中学校長会と、それから相模原市立小中学校長会になっているのですが、これは、たまたま今回は中学校と小学校の校長先生が一人ひとりになったのですが、その前は中学校の先生がお二人だったということで、この辺は、推薦母体の小中学校長会でという気もするのですが、歴史的背景があるのでしょうか。

菊池原スポーツ課長 推薦母体につきましては、例年同じような形で中学校長会からお一人、それから小中学校長会からお一人ということをお願いをしております。小中学校長会につきましては、会長は小学校と中学校で交代で出されている関係がありまして、以前まではたまたま中学校の先生、今回は小学校の校長先生になったという状況でございます。特に、小中学校長会の推薦をいただいている関係は、小中学校の体育施設、グラウンド、

体育館、こちらを市民の方に開放している関係で、特に開放の関係をご担当している校長先生ということで推薦をいただいているという状況でございます。

永井委員長 ほかはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 それでは、他に質疑、ご意見等ございませんので、これより採決を行います。

相模原市スポーツ推進審議会委員の人事についてを、原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第39号は可決されました。

相模原市立小中学校の望ましい学校規模のあり方検討委員会中間報告について

永井委員長 続いて、報告事項にいきます。

事務局から報告事項があるようです。報告事項1について、学務課からお願いいたします。

新津教育環境部長 報告事項の1でございます。相模原市立小中学校の望ましい学校規模のあり方検討委員会中間報告について、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、相模原市立小中学校の望ましい学校規模のあり方に関する中間報告書(案)の2ページをお開きいただきたいと存じます。

中段に記載がございますとおり、本検討委員会は近年の学校を取り巻く環境の変化を踏まえ、本市の児童生徒に望ましい学習環境を提供するために、教育委員会から、教育上の望ましい学校規模のあり方とその実現に向けた有効な方策について諮問を受けて、平成27年7月28日に設置され、これまでに7回の会議を開催いたしました。

児童生徒が多様な考え方に触れながら、良好な環境で学習することができる望ましい学校規模の実現を議論の軸とした上で、学校と地域が繋がりを大切にすることなど、学校規模以外の多様な視点も加えて検討を重ねているところでございます。

3ページをご覧いただきたいと存じます。

1の検討の背景の(1)これまでの取組みにつきましては、平成10年7月に相模原市学校規模適正化懇談会から受けた提言に対する教育委員会の対応状況を表1のとおり整理したものでございます。

4ページをご覧いただきたいと存じます。

(2) 公立小中学校の適正規模・適正配置に関する文部科学省の動向につきましては、平成27年1月に、同省が公表いたしました「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」の内容を表2のとおり整理したものでございます。

5ページをご覧いただきたいと存じます。

中段の(3)相模原市の学校規模の現状でございますが、これまでの児童生徒数の推移及び就学年齢者数の将来推計を6ページの図1及び表3のとおり整理したものでございます。

また、平成10年の提言に基づく学校規模の現状は7ページの図2のとおりでございます。

今後の見通しといたしまして、長期的には就学年齢者数が減少することから、小規模校のさらなる増加が予想される一方で、10年から15年後ごろまでは、児童生徒数の増加が見込まれる地域も存在することから、校舎の規模によっては教室数の不足が懸念されるところでございます。

8ページをご覧いただきたいと存じます。

2、学校規模が教育環境に与える影響についてでございますが、学校規模が教育環境に与えるメリットとデメリットにつきまして、関係学校長の意見を聞くとともに、大沢小学校、青野原小学校及び青野原中学校の現地視察を行い、大規模校、小規模校について表4のとおり整理したものでございます。

10ページをご覧いただきたいと存じます。

3、望ましい学校規模についてでございますが、学校規模によるメリットを最大化し、デメリットを最小化するという視点から、児童生徒が多様な考えに触れながら、良好な環境で学習することができる望ましい学校規模を表5のとおり整理したものでございます。

議論の際には、下段に記載してありますとおり、11の論点について幅広い検討を行いまして、特に児童生徒の学習環境に直接的に関係する論点を重要な論点として整理いたしました。

12ページをご覧いただきたいと存じます。

4、問題解決に必要な性を考える視点でございますが、現状で望ましい学校規模の学校であったとしても、学校施設の容量や学校配置等によって課題が生じる可能性がございますことから、望ましい学校規模に関連する視点といたしまして、表6のとおり整理したも

のでございます。

13ページをご覧いただきたいと存じます。

望ましい学校規模の実現に向けた方策についてでございますが、平成27年5月1日時点での学校規模の状況を図3に示してあります。

また、課題解決のための4つの手法につきまして、手法ごとのメリットとデメリットを14ページの表7のとおり整理したものでございます。

望ましい学校規模から外れている学校につきましては、原則として望ましい学校規模に近づけるよう努めることが望ましいことですが、一方で問題解決の手法によっては、児童生徒や地域に与える影響が大きいため、十分な配慮が必要であると考えております。

15ページをご覧いただきたいと存じます。

6、今後の審議事項についてでございますが、今後、児童生徒や地域に与える影響を十分に考慮した上で、望ましい学校規模の実現や望ましい学校規模に関する視点からの課題を解決するための取組につきまして、より具体的に検討し、平成28年秋ごろに提言をいただきたいと考えております。

以上、相模原市立小中学校の望ましい学校規模のあり方に関する中間報告書（案）につきまして、ご報告を申し上げます。以上でございます。

永井委員長 説明が終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

田中委員 27年度に始まり、いろいろな方向からの視点で検討していただきまして、ありがとうございます。また、28年度に向けても、さらなるいろいろな視点からの検討ということで審議事項が載っていますが、やはり何が望ましいのかというところが、多分、地域やその学校の特色によって違ってくると思うのです。1つの望ましい条件に絶対当てはまるかということ、特に相模原市の場合は本当にいろいろな環境の中で小学校、中学校がありますので、これを定義していくのはすごく難しいことなのだろうと思います。先ほどもいろいろなそれぞれ特色のある学校の方に直に行っていただいて見ていただく中での提言をしていただけるということでしたので、これからも、ぜひ、先ほどの青根小中のこともそうですけれども、いろいろな視点から考えていただき、人数だけではない、通学区域もそうですし、とにかく子どもたちが安全で安心して学べる、そして我が母校という気持ちを持てるような学校規模というところもあると思うので、その辺を踏まえて検討をしていただけたらというお願いです。よろしく申し上げます。

福田委員 特に相模原市の学校、それから地域の方々との教育実践等の取組の発表等も伺

わせていただいているのですけれども、地域連携というところが昔からあったと思うのですけれども新たに進んできているような面もあって、そのようなところを大事にしながら、学校が地域に根差して、特に公立というのは、そういうところに大きなメリットがあると思いますので、そういう観点からも、ぜひ、いい方向を探っていただきたいと思います。

永井委員長 それでは、報告事項ですので、この辺でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 それでは、報告事項1は終わりにいたします。

ここで、職員の入替えを行います。休憩はとりません、速やかに入替えを行ってください。お願いします。

(職員入替え)

相模原市議会(平成28年3月定例会議)報告について

永井委員長 それでは、会議を続けます。報告事項2について、教育総務室からお願いいたします。

大用教育総務室長 それでは、報告事項2について、ご報告させていただきます。

市議会の3月定例会議につきましては、2月22日から3月24日までの日程で開催されました。

お手元にございますこの資料につきましては、3月定例会議の代表質問と一般質問の教育委員会関係の質疑の一覧になってございます。

まず、1ページをご覧いただきたいと存じます。

代表質問につきましては、1ページから3ページにございますとおり、5名の議員から33問の質問があり、質疑の内容につきましては、4ページから14ページのとおりでございます。

次に、15ページをご覧いただきたいと存じます。

一般質問は、15ページから17ページのとおり8名の議員から35問の質問があり、質疑の内容につきましては18ページから26ページのとおりでございます。

代表質問及び一般質問の概要といたしましては、学校関係分野として、いじめ防止対策、支援教育、県費負担教職員に係る権限移譲や教員の人材育成などについてご質問がございました。

また、生涯学習関係分野として、公民館の有料化などについて質問がございました。

ここで、一つひとつの質問と答弁に関する報告は省略させていただきますが、それぞれの質問と答弁に関しまして、ご質問がございましたら、担当課からお答えさせていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

永井委員長 説明が終わりました。質疑等がございましたら、お願いをいたします。

大山委員 22ページの自民党相模原の渡部委員からのご質問のところで、平成28年4月から施行される障害者差別解消法についての周知の進捗状況ということなのですが、2月ごろに多分、このことに関してのシンポジウムとかその辺が開催されているようなことを聞いております。4月から実際には施行されていて、市町村にとっては義務化といえますか、公立的には義務化。それから民間については努力義務と伺っております。

学校について、以前からちょっと質問したかったのですけれども、例えば、喀痰吸引や座薬をけいれん予防のために入れるとか、そういう医師法で定められていることが実際に学校現場の教員ができるというふうに、文部科学省から通知が出ています。

特に問題になるのが喀痰吸引ということで、現状、相模原市の小中学校でやっている、実施している学校もあれば、まだ、実施されていない学校もある。数として少ないのですけれど、その辺、一連の対応について、学校の現場でどのように対応していくのか、時間的なこととか、それから対応するには現場の本当に教師がやるのか、その辺の実施状況について、学校間においては格差があると思うのです。そういった現状はどう考えるかということをお伺いしたいのですが。

江戸谷学校教育課長 大山委員の医療行為にかかわる部分かと思っております。今、現状は、児童生徒の中で医療行為が必要なお子様につきましては、原則、各家庭でご対応いただいているのが現状でございます。ですので、直接どなたか医療関係者を学校に入れて介助をしているという現状が今ございませんので、今後、その辺のところにつきましては、課題かと思っておりますが、現状の中では保護者の対応で行っていただいているところがこれまでのところでございます。

大山委員 これまではそうだった。介護保険法等の改正で介護職員が痰の吸引等の医療的ケアができるようになり、それを受けて文部科学省から現場で教員ができるように通知が出ていると思うのです。それで、一部学校でやる学校と、それから全く対応しない、要するにご父兄の負担でという、その辺が多分、こういった障害者差別解消法が施行することによって現実問題として出てくると思うのです。その辺の対応について、どう考えるかということです。

江戸谷学校教育課長 現状としましては、相模原市支援教育ネットワーク協議会がごいますので、そこには医師の方も参加いただいている現状がごいます。今のところそういった喫緊の要望等は今ない中ですが、大山委員のお話のように、今後、要望等がありましたら、そういった中で相模原でどう解決していかねばならないかということについては、相模原市支援教育ネットワーク協議会の中でしっかり方針を固めていく必要があるかと考えてごいます。

永井委員長 そのほか、よろしいでしょうか。

(なし)

永井委員長 それでは、この件はよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 それでは、報告事項も終わりました。

最後に次回の会議予定日を確認いたします。次回、5月20日金曜日、午後4時から教育委員会室で開催する予定を確認してください。

(「はい」の声あり)

永井委員長 5月20日金曜日、午後4時開催予定といたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして定例会を閉会といたします。

閉 会

午後3時42分 閉会